

亀山市告示第175号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和2年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 30201
- 3 路線名 阿野田管内線
- 4 供用開始の区間
  - (1) 起点 阿野田町字下垣戸1843番地先
  - (2) 終点 阿野田町字下垣戸1850番2地先
- 5 供用開始の期日 令和2年9月29日